主 文 本件各控<u>訴</u>を棄却する。 由

本件各控訴の趣意は、被告人Aの弁護人樫田忠美及び被告人Bの弁護人稲木延雄 各作成名義の各控訴趣意書記載のとおりであるから、これらをここに引用し、次の とおり判断する。

樫田弁護人の控訴趣意第一点について。

原判決が、被告人Aに対し、関税法第一一八条第二項を適用して、同被告人から 金五〇四九、六二七円を追徴していること、及び右追徴金額中に逋脱関税を包含し ていることは、いずれも所論のとおりである。ところが所論は、関税法第一一八条 第二項による追徴額中には、関税を含ましむべきではないから、原判〈要旨第一〉決 には、この点にっき違法がある旨主張するにより、考察するに、関税法第一一八条 第二項にいわゆる「没収</要旨第一>することができないもの又は没収しないものの 犯罪が行われた時の価格」とは、そのものの犯罪か行われた当時における国内卸売 価格をいうと解する(東京高裁昭和三二年(う)第六三八号回三二年九月一〇日第 六刑事部判決高集一の巻七号五九三頁以下参照)のが相当であるから、同条による 追徴額には、関税をも含ましめるのが相当であると考えられる。この点につき所論 は、旧関税法第八三条第三項による追徴に関する判例を引用して、関税法第一一八 条第二項による追徴についても、関税を含ましむべきでない旨を主張するげれと も、右旧関税法(昭和二九年法律第六一号による改正前のもの)第八三条第三項に いわゆる「原価」とは、同法第七四条、第七五条又は第七六条中の輸入又は逋脱に 関する犯罪にかかる物の場合には、輸入の際における(単なる到着の時でなく、実際輪入手続をした時)抽象的な到着価格をいうもの(最高裁判所昭和三〇年(あ)第二、六一五号同三二年二月一四日第一小法廷判決参照)と解すべきであるから、 これに関税を含ましめないことが当然であるけれども、関税法第一一八条第二項の 「犯罪が行われた時の価格」は、これと異り、前示のような国内却売価格を指すの であるから、これに関税を包含していることは、当然であるといわなければならな い。してみれば、原判決か被告人Aに対する関税法第一一八条第二項による追徴金 額に関税を包含させたことは、適法であつて、原判決には、この点につき所論の違 法は存しない。論旨は理由かない。

同第三点について。

原判決が、被告人Aに対し、大蔵技官作成の犯則物外鑑定表に基づきその追徴金 額を算定していることは、所論のとおりであつて、これに対して所論は、旧関税法 第八三条第三項、並びに関税法第一一八条第二項における追徴の本旨は、犯罪によ る不当な利益を剥奪するにあるのであるから同法違反の取引により取得した純益を 追徴すべきであつて、本件においては、被告人Aが外国貨物買受にあたり支出した 代金を控除した残額を追徴すべきであるにかかわらず、原判決は、右の法意を誤解 した結果、ことここに出ないで、同被告人に対し不当な追徴を科した違法がある旨 を主張する。

〈要旨第二〉しかしながら、関税法第一一八条において、犯罪にかかる貨物を没収 し、又はこれを没収することができな</要旨第二>い場合にその没収することができ ないものの犯罪が行われた時の価格に相当する金額を犯人から追徴する趣旨は、所 論のように、単に犯人の手に犯罪による不正の利益を留めずこれを剥奪しようとす るに過ぎないものではなくて、むしろ、国家が開税法規に違反して輸入した貨物又はこれに代るべき価額か犯人の手に存在することを禁止し、もつて密輸入の取締を厳に励行しようとするに出たものと解すべきことは、最高裁判所昭和三一年(あ) 第三、四三七号同三三年三月一三日第一小法廷判決の趣旨に照らして疑を容れない ところであり、この沒収及び追徴の趣旨は、旧関税法第八三条についても、同様に 解し得られるのであつて、同条所定の「原価」並びに関税法第一一八条所定の「犯 罪が行われた時の価格」の意義については既に控訴趣意第一点に対する判断におい て説示したとおり解すべきであるから、原判決が、被告人Aに対する追徴金額を算定するにあたり、所論のように同被告人が貨物買受について支出した代金を控除しなかつたことは正当てあって、原判決には、この点についても、また所論の違法は 認められない。論旨は理由がない。

同第五点について

(証拠の標目) の項には、判示第一別表の一(第一乃至 原判決が、その理由中、 第二九)について、と題し、その第一事実につき大蔵技官Cの昭和三一年二月二九 日附犯則物件鑑定表を援用し、また末尾添附の別表の一(被告人A)には、第一事 実の追徴金額として「四、一三八円」との記載があり、右犯則物名鑑定表の追徴金額記載欄には、「一三、七九五円」との記載が存することは、所論の指摘するとに対して所論は、右は、判決の理由にくいちがいのある場合に対して所論は、右は、判決の理由にくいちがいのある記載とにがいるから、破棄を免れない旨を主張するにより、前示犯則物件鑑定表の記載といるの第一事実の記載とを比照検討するに、なるほど、とも別表の一部載の追徴金額とに差異の存することはの指別表の一記載の追して援用する。とは、にの点の証拠として援用する前示鑑定表記載のにのは、「四、一三八円」は、原判決がのであることが明示の追して援用するが、原判決には、の点にであるには、このににがあるにである。といがによって記述の書にいちがいがあるものということはできない。

この点の所論も採用に値しない。

稲木弁護人の控訴趣意第一点について。

れ故、この点の所論も採用しがたく、論旨は、すべてその理由がない。 (その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 中要要一 判事 山田要冶 判事 鈴木良一)